

士業学修奨励特別補助制度

【制度の目的】 本制度は、受講希望者等の人数が少数であるため、法学部主催の課外講座を完全には開講していない、士業資格(司法書士、社会保険労務士(社労士)、税理士)の取得を目指す学生に対して、学習支援(テキスト代、予備校費用等の補助)を行うことにより、より高い目標資格への意欲を喚起するもの。

	制度適用の条件	対象者	要件	支援内容(図書カードの支給額)
司法書士	ア)法学部・法学研究科に在学中であること。 イ)行政書士試験に合格していること。 ※アとイの要件をどちらも満たしていること。	司法書士試験の受験勉強中の者	・予備校に在学していることの証明がある場合	3万円
			・法学部主催の司法書士入門課外講座を受講中である場合	5千円
		司法書士試験に合格した者	・司法書士研修に参加している場合、もしくは研修を終了した	3万円
			・簡裁訴訟代理等認定考査の受験のため、予備校に在学していることの証明がある場合	3万円
			簡裁訴訟代理等認定考査合格者が申請した場合	1万円
社会保険労務士	ア)法学部・法学研究科に在学中であること。 イ)行政書士試験に合格していること。 ※アとイの要件をどちらも満たしていること。	社会保険労務士試験の受験勉強中の者	・予備校に在学していることの証明がある場合	2万円
		社会保険労務士試験に合格した者	・特定社労士の受験のために学修中である場合	1万円
税理士	法学部・法学研究科に在学中であること。	税理士試験の受験勉強中である者	・予備校に在学していることの証明がある場合	2万円
弁護士	ア)法学部・法学研究科に在学中であること。 イ)司法書士、社労士、行政書士試験に合格していること。若しくは法学検定試験2級に合格していること。 ※アとイの要件をどちらも満たしていること。	法科大学院・既習者コース入学試験の受験勉強中の者	・予備校に在学していることの証明があり、かつ司法書士に合格している場合	5万円
			・予備校に在学していることの証明があり、かつ行政書士、社労士、法検2級に合格している場合	3万円